

平成23年度社団法人岐阜県農畜産公社事業計画

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

[一般会計]

畜産部門

1 優良家畜育成事業及び畜産の新技术実用化事業

世界的な食料危機が叫ばれており、国内食料自給率の向上が急務となっている。また、昨年4月に宮崎県で口蹄疫が発生し、その後終息したものの予断を許さない状況が続いている。さらに昨年10月からは、高病原性鳥インフルエンザの感染が日本各地で確認されており、改めて防疫体制の整備と衛生対策の強化が求められている。こうした中、県内農家のニーズに合った優良な後継牛を育成し、安定的に供給することが、公社の使命と認識している。

昨年度の公社牧場経営は、コスト削減や飼養管理技術の向上に努めた結果、飼料価格は高止まりしたままであったが、肉用牛価格が少し持ち直したこともあり、経営収支は一昨年度より良くなった。しかし、厳しい経営状況に変わりはない。

今後も景気低迷が長引く中、畜産物の消費減退が農家経営へ及ぼす景況が懸念されている。また、今、政府が進めるTPP（環太平洋経済連携協定）等への参加を含めた国際交渉の進展によっては、国内農業に及ぼす影響が甚大となることが予想される。このように牧場経営を取り巻く環境はさらに厳しいものとなっている。

以上のことを踏まえ、公社は、今年度から新たな5年間で東濃、飛騨牧場の指定管理者としての責務を果たすことになり、両牧場の防疫体制強化を図りながら、本県酪農と肉用牛振興の推進に努めると共に、農家に信頼される自立した牧場経営を目指して本年度は以下の事業を実施する。

(1) 家畜育成事業

ア 東濃牧場

乳用雌牛の育成事業

- ・県内酪農家から優良な乳用雌子牛を買取り、哺育・育成後、初妊牛として酪農家に譲渡する。

肉用子牛の育成事業

- ・牧場で生産した和牛子牛を哺育・育成後、肉用牛農家に譲渡する。

牛の受託育成放牧事業

- ・県内の肉用牛農家から和牛繁殖牛を受託し、放牧育成を行う。

イ 飛騨牧場

肉用牛の繁殖育成事業

- ・和牛繁殖牛を夏山冬里方式で飼育し、子牛の生産を行う。

肉用子牛の育成事業

- ・生産された子牛を育成し、肉用牛農家に譲渡する。

牛の受託育成放牧事業

- ・県内の肉用牛農家から和牛繁殖牛を受託し、放牧育成を行う。

育成牛の能力調査事業

- ・遺伝的能力調査のため、牧場で生産された子牛を肥育し、肉質等の調査を行う。

和牛初妊牛譲渡事業

- ・牧場で生産された子牛を育成し、初妊牛として繁殖農家に譲渡する。

受精卵供給事業

- ・和牛繁殖雌牛の改良及び和牛の増頭のため、優良受精卵を採取し、県内農家への販売と東濃牧場の育成牛に供給する。

(2) 畜産振興事業

肉用牛の増頭ため、県畜産協会等から助成を受けて、次の事業を実施する。

飛騨牛雌牛保留対策事業

優良繁殖雌牛更新促進事業

公共牧場肉用牛資源供給拡大対策事業

(3) 牧場管理受託事業

県から東濃牧場及び飛騨牧場の土地、建物及び施設等の維持管理業務を受託し、管理運営を行う。

(参考：各牧場の面積)

区 分		東 濃 牧 場	飛 騨 牧 場	計
面 積	採草地	53 ha	44 ha	97 ha
	放牧地	164 ha	237 ha	401 ha
	その他	67 ha	127 ha	194 ha
	計	284 ha	408 ha	692 ha

(4) 家畜生産管理技術取得受託事業

県からの委託事業で、畜産業で必要とされる人材育成の一環として、家畜飼養管理技術の研修を実施する。

2 畜産生産基盤開発事業

既存の畜産地帯の再整備を推進し、今後とも畜産主産地として安定的な発展が見込まれる地域において、飼料基盤の拡充、畜舎や家畜排泄物処理施設等の整備を行い、生産及び流通単位としての生産団地を建設する。

(1) 畜産担い手育成総合整備事業(畜産基盤再編総合整備事業)

飛騨高山地区

- ・事業実施年度：平成20年度～24年度
- ・平成23年度実施市町村：高山市(旧高根村)

(2) 草地林地一体的利用総合整備事業

南飛騨地区

- ・事業実施年度：平成21年度～24年度
- ・平成23年度実施市町村：下呂市(旧小坂町、旧萩原町)

(3) 都道府県営草地整備事業

東濃東部地区

- ・事業実施年度：平成21年度～24年度
- ・平成23年度実施市町村：恵那市（岐阜県東濃牧場）

農地部門

3 農地保有合理化事業等

(1) 農地保有合理化事業

農業委員会のあっせん等により、経営規模縮小農家等から農地を買入れ、農業経営の規模拡大に意欲のある農家等に対し売渡すもの。

本年度は、2.0haを買入れ、売渡す。

(2) 農地保有合理化関連事業

特定法人貸付事業

- ・担い手農家の不足により遊休化が進んでいる地域において、遊休農地の解消、有効利用を図る観点から、賃借権又は使用貸借による権利に限定する等の仕組みとした上で、一定の要件を満たす農業生産法人以外の法人（特定法人）に対し農用地の貸し付けを行うもの。

就農支援部門

4 青年等農業者就農支援事業

「青年等の就農促進のための資金の貸付に関する特別措置法」及び「農業経営総合対策推進事業の実施について」の通達並びに岐阜県が定めた「岐阜県青年等就農促進方針」に基づき次の事業を行う。

(1) 就農支援資金の貸付等を行う青年農業者等育成センター事業

(2) 新規就農相談センター事業

就農相談員のほか、現地就農アドバイザー2名を設置し、就農相談から就農までの全般にわたりアドバイス、就農に関する情報提供、就農促進の啓発を行う。

(3) 無料職業紹介事業

厚生労働大臣の事業許可を受け開設した無料職業紹介所を活用し、青年等の農業法人等への就業を進め、経営規模の拡大を図るとともに岐阜県農業を担う新規就農者の育成確保に努める。

(4) 農業経営継承支援受託事業

全国農業会議からの委託事業で、農業経営者の高齢化が進む中、後継者のない経営者が第三者である新規就農者に農地、機械等の農業資産を継承することを支援する。

(5) 農業経営継承支援受託事業

全国農業会議からの委託事業で、新規就農希望者に自治体等による就農支援に関する情報等を提供するための情報収集を行い、整備する。

[特別会計]

5 牧場利用高度化事業

自然に恵まれた東濃牧場及び飛騨牧場を広く県民に開放し、憩いの場所を提供するために次の事業を行う。

ア 東濃牧場

牧場作業の体験、畜産の加工体験、家畜とのふれあい及びイベントの開催場所の提供等を行う。

イ 飛騨牧場

県民に牧場の景観等を提供するため、条件付きで牧場の開放を行う。

- ・ 開放期間：平成23年7月から平成24年3月まで
- ・ 開放条件：団体に限る、牧場運営に支障を来さない期間・場所、携帯電話必携等)